

ご案内

住宅の耐震化

「木造住宅の無料簡易耐震診断」

市内の、昭和56年5月31日以前に着工された木造戸建住宅を、自らが所有し居住している方

申請住宅の建築年月日を確認できるもの(建築確認通知書等)の写しと住宅の図面の写しを持って、直接建物住宅対策課(市庁舎8階)へ。

「木造住宅耐震相談会」

市内の、昭和56年5月31日以前に着工された木造戸建住宅を、自らが所有し居住している方

日①6月26日②7月10日③7月24日、いずれも木曜日午後2時～4時

場①鶴川市民センター②なるせ駅前市民センター③小山市民センター

住宅の耐震化

木造住宅の無料簡易耐震診断と耐震化助成制度の説明、個別相談、申請の受け付け

定50人(申し込み順)

申電話で建物住宅対策課へ。

問建物住宅対策課 ☎724・4269 FAX050・3161

・6109

北関東防衛局からのお知らせ

防音工事の受付対象 建築年月日を拡大

国(北関東防衛局)では、厚木飛行場周辺の住宅の所有者や居住者が、航空機騒音による障害を防止・軽減するため、住宅に防音工事を行う場

合に助成を行っています。助成を受けるための希望届は、住宅の建築年月日に応じて順次受け付けを行っています。6月16日から、受付対象となる住宅の建築年月日が右表のとおり拡大されます。

6月16日からの受付対象住宅(建築年月日)

Table with 2 columns: 受付対象住宅, 区域. Row 1: 2001年9月10日までに建築された住宅(高齢者等がお住まいの場合、2006年1月17日までに建築された住宅), 75W値以上80W値未満区域(第II工法). Row 2: 2006年1月17日までに建築された住宅, 80W値以上区域(第I工法).

※高齢者等とは、65歳以上、小学校入学前の子ども、心身障がい者の方です。

年金の住所変更はお済みですか

住所を変更した方は、年金も住所変更の届け出が必要で

国民年金第1号加入中の方 手続き不要(年金事務所からの通知が届かない場合は、保険年金課国民年金係へお問い合わせ下さい)

企業年金連合会からのお知らせ

厚生年金基金(企業年金)

とは、勤務している会社が実施している年金制度の一つです。同制度のある会社を勤続10年未満で退職したことがある方は、制度への加入期間が

○厚生年金・共済組合加入中の方 勤務している会社等 ○国民年金第3号加入中の方 配偶者が勤務している会社等 ○年金受給者の方 国民年金・厚生年金受給権者の「年金受給権者住所変更届」(市民課・保険年金課(いずれも市庁舎1階)・各市民センターに有り)に必要事項を記入

し、八王子年金事務所へ(共済年金を受け取っている方は各共済組合へ)。 ※町田市から転出する方は、新しい住所地で手続きをして下さい。 八王子年金事務所 ☎042・6266・3511、町田市保険年金課 ☎724・2127 FAX050・3101・5154

危険物安全週間

6月8日(日)～14日(土)

危険物 一人一人が責任者

日常生活で使用している危険物を正しく取り扱います。 家庭内の身近な危険物

ガソリン・灯油・塗料・マニキュア・手指消毒用アルコール・アロマオイル等、家庭にも身近に危険物がありま

限る。また、携帯電話・スマートフォンによる納付(モバイルレジ)や、Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービスもご利用いただけます。 問納税通知書について 市民課 市民税係・特別徴収係 ☎724・2114、2117 FAX050・3085・6084、納付について 納税課 ☎724・2121 FAX050・3085・6237

平成26年度市民税・都民税(非課税)証明書 次の日程で発行します。 ①給与から差し引かれる方 5月14日以降 ②個人で納付する税額がある方 6月2日以降 ③65歳以上(4月1日時点)で公的年金の所得がある方 6月13日以降

費用1通につき300円 ○本人確認書類が必要です 停止し、静電気除去シートに触れ、油種を確認し、正しい操作で給油して下さい。給油ノズルが自動停止してからの継ぎ足し給油は、吹きこぼれることがあり危険ですから止めましょう。 また、利用者による車両以外への給油も禁止されていますので、ご注意ください。

本人確認書類

Table with 3 columns: A, B, C. A: 運転免許証等官公署発行の免許証もしくは資格証明書(写真付き)、旅券、在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳カード(写真付き)、身体障害者手帳、療育手帳など. B: 健康保険証、各種年金証書及び年金手帳、住民基本台帳カード(写真なし)、生活保護受給証明書、地方公共団体交付の敬老手帳、Aの書類が更新中に交付される仮証明書や引換書類、本人宛納税通知書など. C: 学生証、法人が発行した身分証明書、キャッシュカードなど

※Aは1点、Bは2点またはB1点+C1点のいずれかをお持ち下さい。

児童育成手当現況届

提出して下さい

現在、ひとり親家庭の方等を対象とした児童育成手当を受給している方に、現況届をお送りしましたので提出をお願いいたします(現況届が届いていない方は、子ども総務課へ連絡を)。

児童手当・特例給付を受給している方に、6月上旬以降順次現況届(更新手続き)をお送りしますので、提出をお願いします(児童手当の所得限度額を超えている方も提出が必要)。

現況届を提出されない場合は、6月分(10月振込予定)からの手当が受けられなくなります。

※各市民センター等での受け付けは行いません。

提出して下さい

児童手当・特例給付を受給している方に、6月上旬以降順次現況届(更新手続き)をお送りしますので、提出をお願いします(児童手当の所得限度額を超えている方も提出が必要)。

現況届を提出されない場合は、6月分(10月振込予定)からの手当が受けられなくなります。

提出現況届に必要な事項を記入し、6月30日まで(消印有効)に郵送で子ども総務課(〒194-8520、森野2-2-22)へ。

※子ども総務課窓口でも6月30日まで受け付けますが、大変複雑です。郵送での提出にご協力下さい。なお、各市民センター等での受け付けは行いません。

※必要書類は現況届の右上の記載事項をご確認ください。

子ども総務課 ☎724・2139 FAX050・3101・8377

公開している会議 傍聴のご案内

Table with 5 columns: 会議名, 日時, 会場, 定員, 申し込み. Row 1: 町田市教育委員会定例会, 6月5日(木)午前10時から, 市庁舎10階会議室10-3~5, 3人(申し込み順), 会議当日に教育総務課(市庁舎10階、☎724・2172)で受け付け. Row 2: 町田市情報公開・個人情報保護運営審議会, 6月9日(月)午前10時～正午, 市庁舎2階会議室2-2, 3人(申し込み順), 事前に電話で市政情報課(☎724・8407)へ